

平成22年第17回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年9月6日(月)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子  
同 委 員 内 藤 幸 子  
同 委 員 天 沼 英 雄  
同 委 員 安 藤 睦 美  
同 教育長 園 部 俊 介

議 題

1 陳情

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

2 協議

(1) 振替休業日を設定しない土曜日等の授業の実施について  
(2) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

3 報告

(1) 教育長報告

事務事業見直しの実施について  
平成21年度歳入歳出決算について  
平成23年度使用小学校教科用図書採択一覧について  
光が丘地域学校跡施設に関する改修工事スケジュールについて  
練馬区公共施設予約システムの更新について  
練馬区立美術館のキャッチフレーズ、ロゴマークについて  
その他  
その他

開 会 午前 10時00分  
閉 会 午前 11時55分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室 地 隆 彦
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂

学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	臼 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 2名

委員長

それでは、ただいまより、平成22年第17回教育委員会定例会を開催する。  
本日は、傍聴の方が1名お見えになっている。  
それでは、案件にそって進めていく。  
本日の案件は、陳情1件、協議2件、教育長報告7件となっている。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

それでは初めに、陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら、審査を進めることとしている。現在のところ、特に進展がない。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

協議(1) 振替休業日を設定しない土曜日等の授業の実施について

委員長

続いて、協議案件である。協議(1)振替休業日を設定しない土曜日等の授業の実施についてである。

この協議案件については、本日新たに事務局より提出されたものである。資料1について説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

補足すると、1月26日の第二回の定例会において、1月14日付けの東京都の通知についてこちらに出した。そこで、東京都教育委員会が、土曜日の振替授業について多くの要望があるので、文部科学省に話をしたところ、文部科学省でも振り替えなしの土曜日授業をやってもいいということになった。ただし、地域への公開授業などが原則である。そのほかに学力向上もいいということで認められたわけである。

これは、あくまでも都教委が認めただけであって、全国的に土曜日、振り替えなしで授業はできると国が法律を変えたわけではないし、また通達で出たわけでもないの、例の平成14年度の完全週五日制になったときに、文部科学省は私立も含めて土曜日休むようにということで一生懸命やっていた。それでも休まないところが多い中で、都教委からのそれを受けて文部科学省は、一応そのような方向を出したわけである。

それを受けて今、吉村課長から話があったように、練馬区の学校でも、新聞報道を見て土曜日振り替えなしでやりたいということが何校か出てきたが、1月26日の教育委員会では、練馬区では、既に夏休みの短縮、あるいは二学期制で生み出された日によって授業時数は一定程度確保できるので、平成22年度についてはちょっと待てと、地域の状況、学校の状況によって、必要ならば教育委員会で再度また協議をして行うということで本日の協議になったわけである。

小学校PTA連合会、中P連、中学校についても保護者の役員の方々に、こうすることで、教育委員会で協議をするということで話はしている。そういう状況である。

委員長

ただいま教育長から補足説明があった。それでは、各委員の皆さんのご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。いかがか。

天沼委員

今までの制度説明と経緯で、そういう流れでこれまで準備が進められていたということでこのとおりだろうと思うが、改めてもう一度聞かせていただきたい。1の考え方のところであるが、学校の運営上の課題、とりあえず学力向上のためということであるが、今、授業時数等は、練馬区ではちゃんと確保してきているというお話であった。そうすると、何をしようとするのかということなのである。まずそれが、考え方の中で1点最初にお聞きしたいと思う。

教育指導課長

今、委員がおっしゃったように、授業時数ということに関しては一定の確保ができています。ただ、子供にさまざまな教育活動をする中で、特に基礎学力と言われている部分、この部分においては、文部科学省の学力調査、あるいは東京都の調査があるが、そういった結果の中で、練馬区全体としては一定程度の成果がありさほど大きな問題はないわ

けであるが、学校ごとに見た場合に、そこに課題が生じている学校もある。そういった学校については、学校がみずからの判断で、もう少しその部分を保証する、そういった教育活動をしていきたいといったようなとき、また、学校が学力向上だけでなく、特色として考えていくこと、それを土曜日にぜひ実施して、保護者や地域にさらに啓発していきたいといったような学校の状況がある。こういったことがあるときに、土曜日の授業をしていくということを保証していく。

そのときに、授業時数の問題もあるから、土曜日にやって振り替えを取らないという形で少し授業を上積みする、プラスアルファの形で子供の学力を保証していくという考え方である。

#### 天沼委員

方向性の2番のところであるが、趣旨は非常にいい趣旨でそのとおりだと思うが、(1)と(2)についてであるが、ややもすると、実施回数については上限を設けないということであるので、学校5日制ということと、(1)と(2)が矛盾する可能性も出てくるのではないか。つまり、土曜日授業日として、ほとんどの土曜日を授業実施日としてしまうと、あるかどうかはわからないが、そうなった場合は、5日制とは言えなくなってくるのではないかと思うが。

#### 教育指導課長

その件に関しては、この4月から校長会とかなりやりとりをしてまいった。先ほど少し申し上げたが、小学校も中学校も、既に地域にかなりの受け皿というか、小学校の場合のスポーツであるとかそういったような地域での活動、中学校での部活、こういったことを考えていくと、学校週5日制の趣旨を逸脱するまでの数の土曜日授業を実施することは非常に想定しにくい、物理的にかなり難しい状況がある。1つは、教員の勤務を長期休業に振り替えるといっても、その分の振り替えは、夏は夏で中学校もサマースクールであるとか、夏も部活があるので、先生方がそこで休みを取ることがなかなか難しい。そうなったときに、ここで先ほど言ったように、学校週5日制の趣旨を逸脱することにならないだろうということで、校長会とは話をしているところである。

#### 教育長

都教委と文部科学省との協議の中でも10回程度ということで話をしている。区によっては、二学期制をやって夏休みも短縮しているにもかかわらず、来年度は月2回必ずということを行っている区もあるが、練馬の場合には、そういうことで全部というわけではなくて、国も全部は認めていない。10回からそのぐらいと思う。

#### 天沼委員

方向性の(5)と(6)を一緒にあわせて。

まず、(5)教育委員会に3月の時点で届出制ということである。年間計画を立てて何をするかということであるが、そうすると、そこで振り替えを伴わない土曜日の授業についての計画もあわせて出すという形になるのか。これが1つ。

もう一つは(6)であるが、ここで一応分けている。というのは、開校記念日、都民日の授業日の場合はその限りではない。つまり、公開しなくてもいいときと、公開しなければならないというふうに区別立てをしていると思うが、その理由は何かあるのか。

#### 教育指導課長

(5)については、3月の時点で、土曜日授業をどういう趣旨で活用するのかといった計画も含めて、年間の中でいつそういう振り替えを出さない土曜日を取るということで計画を出してもらうということである。

それから(6)であるが、保護者等に公開というのは、要するに学校5日制の趣旨ということであって、土曜日にやる場合には、当然(1)で学校週5日制の趣旨は堅持していくということであるので、単なる普通の授業をやって、それを保護者にも地域にも見せないという形で、ただ、授業数の上積みをしていくというような発想ではなく、やはり保護者や地域に見られるような状況をつくり、または学校の特色であればなおさらである。そういった形のことを考えているので、土曜日については保護者等に公開するものとする。ただし、開校記念日と都民の日は、偶然土曜日になる場合もあるが、通常は平日である。平日の授業であるならば、特に学校を公開するということを含めなくても、通常の授業をやっていくという趣旨でここに書いてある。

#### 教育長

(6)のほうは、前半は法律で定まっているわけである。後半は法律で定まっているものではなくて、実際独自で決められる。都民の日を、あるいは開校記念日をどうこうするというのは法律で定まっているわけではないから、開校記念日は必ず休むようにというのはない。また都民の日も、私立などは休まないでやっているわけであるから、ちょっとその辺位置づけが違うのもある。

#### 天沼委員

3、4の4番のほうだけ聞かせていただきたいのであるが、都民の日は、これまで都の方針では休業日となってきた、来年度も休業日ということになると、練馬区は方針が違ってくるということになると思うが、その辺の問題はないのか。

#### 教育指導課長

都民の日、特に休業日という方針が出ているというわけではなくて、都民の日は教育の日ということで、これは学校教育に限らず、地域も含めてさまざまな教育を考える日ということで考えてほしいという趣旨は出ている。

実情として、今、都民の日、あるいは開校記念日もそうであるが、授業をやっている自治体はかなり多い。であるから、練馬区だけが特別都民の日の授業をやっているということではない。

#### 安藤委員

都民の日についてなのだが、うちも実は恥ずかしながら、都民の日は今まで祝日の1

つかなぐらいな感じで特に意識はしたことがなく、都立の動物園が無料になるという感じで子供を連れて行ったりとかそれぐらいの意識しかなかった。今回改めて考えてみたときに、都民の日が別になるわけではないので、子供たちにはぜひ都民の日というものが、私も改めて勉強しなければならないが、どういうものであって、都民の日があるのだよということは伝えていただけるようにしたほうがいいのかなということを感じた。

それからもう一点、これは別であるが、振替休業を設定しない土曜日等の授業というのは、私の中の最初の理解では、今まで学校公開日だったりとか、音楽会だったり、学習発表会だったりとか、そういうものを土曜日に行ったときに、月曜日を休みにしていたというところをなくなるのかなという考えだったのだが、そういうこととは別に、改めて土曜日に普通の授業をしたいという学校側、また校長先生たちのお考えが多かったのかを、ちょっと伺いたいと思う。

あわせて、どれぐらいの校数というか、先生方が授業をという、先ほど学校ごとに基礎学力に若干の差があるということだったが、そこを理由にもうちょっとという学校は何校ぐらいあったのか、もしおわかりだったら教えていただきたい。

#### 教育指導課長

1点目の都民の日に関して、これはおっしゃるとおり、もしここで授業ということになっても、都民の日ということの趣旨については、学校のほうで指導する場面はあろうかと思う。

それから2点目であるが、今でも実は土曜日にいろいろな教育活動をやっている。おっしゃるとおり、運動会、学校公開、あるいは道徳の授業公開、学芸会であるとかこういったものをやっている。特に、あまり子供の健康上問題のないところ、例えば体育祭、運動会というのは子供たちもかなり疲れるので、それで代休を取らないというのは、状況においてはなかなか酷な場合がある。ただ、学校公開であるとか、道徳の授業公開というのは、土曜日に授業をやり、別に日曜日休んでいるのであれば、月曜日休まなくてもというのが学校の考え方の中にある。

であるから、そういったときに、今年度までは必ずそれでも休みを取るよにとやっていたものを、そこは学校の裁量で休まなくてもいいというふうにしたということである。

それから3点目に、では、どれぐらいそういう使い方を要望している学校があるかということであるが、結果的には認めていないが、平成21年度、つまり、平成22年度の教育課程届けの段階では、小学校で4校、中学校で1校、そういう希望をしている学校があった。その学校については、今年度については先ほどの趣旨で認めなかったということである。

#### 内藤委員

私は、この全体の案についてはよく検討されていて、現段階においては妥当なものかなと感じている。私は5日制のことを考えるときに、その趣旨にあるように、家庭や地域の中で子供たちが自由に主体的に使えるゆとりの時間があるということは、子供たち

の生きる力を育むという上ではとても大切だと思う。しかし一方では、学校での授業時数がしっかりと確保されていて、子供が時間的にゆとりを持って学ぶことができれば、学力の定着も図れるし、またそれによって心のゆとりも生まれてくるということも大事であると思う。だから、5日制の運用法を考えていくときには、両者のバランスをしっかりと図るということも大事ではないかなというふうに基本的に思っている。

そのような点で考えてみると、今回ここに出された案についてはよく検討されているなどと思った。特に1番のところの教育委員会の基本的な考え方というところでは、学校週5日制の趣旨を踏まえ、学校の実態に応じて学校長の裁量で行うことができるようにしているということが1点。

それから、2のほうの実施に向けての方向性のところでは、1から6まで一定の歯止めがかけられているなどというふうに思うので、これもよくバランスを考えているなど思う。

また3と4については、時間的に大変ゆとりを持った6日制、土曜日の授業があったところは、かなり余剰の時間というのが授業時数の基本にプラスアルファがたくさんあった。それに比べて5日制になったことで、教える現場では時数が足りないということは今までもあったし、これから学習指導要領が新しくなったところで、また教える内容が増えてきているということで、時数はしっかりと確保していかなければいけないなということは、現実的な問題であろうかというふうに思う。

6日制であったときに、都民の日や開校記念日を休業日とする余裕はあったが、それを5日制になったことで、授業をしない日という選択もあっていいかなということで、これは余り異論がないのではないかと思った。

以上のようなことから、現時点では大変妥当な案であると思う。

委員長

そうすると、この協議案件については、ただいま教育長はじめいろいろな委員の方が述べていただいたように、この案で妥当であろうというご意見であった。では、この協議案件については承認とするが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件については「承認」とする。

協議(2) これからの生涯学習のあり方について

委員長

続いて、協議(2) これからの生涯学習のあり方についてである。

この協議案件であるが、これまでも各委員で認識を深めていただいているところである。なお、組織のあり方検討委員会の検討結果を受けて、これは協議を進めることにし

ているので、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件については「継続」とする。

(1) 教育長報告

事務事業見直しの実施について

平成21年度歳入歳出決算について

平成23年度使用小学校教科用図書採択一覧について

光が丘地域学校跡施設に関する改修工事スケジュールについて

練馬区公共施設予約システムの更新について

練馬区立美術館のキャッチフレーズ、ロゴマークについて

その他

その他

委員長

続いて、教育長報告をお願いします。

教育長

まず、今年の夏休みについてであるが、大きな事故もなく1学期の後半を迎えることが、各校、各園ともできたことをご報告する。

2つ目に、第三回定例会が9月10日、今週の金曜日から10月15日まで開かれる。ご案内のとおり、第三回定例会では、決算特別委員会を設けて平成21年度の決算のご審議をいただくことになっている。

本日の報告は、事務事業見直しの実施、これは区全体で行ったものであるが、平成21年度の歳入歳出決算、平成23年度使用の小学校教科用図書の採択、各自治体の一覧についてを出している。4番目に、光が丘地域の学校跡施設に関する改修工事スケジュールについて等々について、それぞれの所管課長から説明させていただく。よろしくお願いします。

委員長

それでは、報告の1番についてをお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長



それでは、各委員のご意見、ご質問を伺いたいと思う。

天沼委員

目的のところ、これまでも行われてきた点検・評価、そして改善をしていくという、行政改革システムの流れということで始められたということなのだが、これ自体意義はあると思うが、これを毎年実施するような形になっているものだろうか。

庶務課長

区のほうは、事務事業評価ということで、それぞれの事務事業について、内部点検、内部評価であるが、実施をしている。実は区が内部的に行っている事務事業の評価をベースとして、一昨年から教育委員会として地教行法に定めている自己点検・評価、これのいわばベースになっているものであって、それぞれどういうふうな状況になるかということで行っている事業である。

この事務事業の見直しについては、今年度やった、その上で検討していくということである。

天沼委員

今後検討されるということであるか。

庶務課長

はい。

天沼委員

それでは続けて、3番目の教育委員会事務局の対象事業ということで、1から4が選定されているが、これはどこがこれを対象とするというふうにお決めになったのか。これは教育委員会のほうから、こちらのほうは自主的に出されたものなのか、あるいは最初からこちらの委員会のほうからのものなのか。

委員長

この4つを選んだ根拠である。

庶務課長

どの事業を選択するかについては、これは企画部門とそれぞれの所管部門、我々とすれば教育委員会事務局と協議をしながら選定をしていったという経緯である。実はもう少し多く挙げたのだが、この評価委員会との事前の協議の中でこの4項目に絞られたというものである。一応それぞれ所管部の意思、所管する企画部の意思、さらには実際に評価を行う評価委員の皆さんの意思ということで、それぞれが選択していく中で行ったものである。

ただ、どんな観点でこの事業を選んだのかということになるわけであるが、毎年行っている内部の事務事業評価の中で、効率性があまりよくないとか、あるいはその結果と

してどうなのだろうかという疑問がついているという、これら事業を中心にしてその中から選んだというものである。

#### 天沼委員

そうすると、2番の評価の中で事業の必要性が低いという評価をいただいたということであるが、今、わかものスタート支援ということで力を入れていこうというところの矢先というか、そんなところで、それに対して何か腰を折るではないが、おやという評価をいただいたなという感じで、それはこれまでの成果が余り芳しくなかったから、そのような評価になったということなのか。いろいろご意見が中であつたということは、一番多い意見だったということだったのか。

#### 生涯学習課長

わかものスタート支援事業を担当している者であるから、お答えさせていただく。

若者スタート支援事業の自体は、現在平成20年度から平成22年度までの3年間のモデル事業としてこれまで実施をしてまいつた。その中でわかものスタート支援事業といっても、大きく6つに事業の内容が分かれている。例えばパソコンの実務講座であるとか、就職活動の支援講座、あるいは自立支援のための講座・講演会、そういったものを取り組んでいるが、その中でも特にパソコン講座について、例えばカルチャーセンターだとかそういったところでも、今はかなり取り組んでいるところもあろう。また私もその対象として、フリーターとかニートという状況のある方々も、正規雇用につくために必要なパソコン技術ということでやっていたのであるが、特にフリーターなどにおいては、1つの就労形態ということもある。その中で必要に応じてほかの事業として、ほかの民間の事業の中でも、自分でこちらのほうを取り組めばいいのではないかとということで、この6つの取り組んでいる事業すべてが必要性が薄いというよりも、むしろ話の中では、パソコン講座とかそういった民間のほうでもやっているものについては、そちらのほうにお任せしていいのではないかと、そういうとらえ方をした。

また、生涯学習だけではなくて、区の中でも引きこもり等に関しては、たくさんの部署がかかわってくるべき内容ということになる。今後はむしろそちらのほうの連携という観点から、改めて検討していったほうがよいのではないかとこのお話をちょうだいしたところである。

#### 内藤委員

先ほど議事録が公開されるというお話があつたが、8月18日の新聞でも、「事業仕分け、練馬区も導入、23区では初、来年度予算に反映へ」という見出しで出ていたので、あっ、こういうふうになっているのかなというふうに私も思っていた。

ただ、これが単年度になるかもしれないのかなということは、ちょっとこの新聞の記事を読んだのとは感触が違うかなという感想を持った。

私たちが去年行った点検・評価、そこにすぐ直結するような項目が出ていたので、会議録を見てみればわかると思うが、その辺のところを私たちが今度行うときに、活用していくような形になるのかと思うが、その辺はいいかがか。

庶務課長

教育委員会で実施をしている点検・評価、これは教育委員会所管、全事業が対象になってくるわけで、当然、今回の事務事業見直しの対象事業もその評価に入ってくるわけである。区全体とすれば、外部委員の方はこういう評価であったということについては、当然、教育委員会の評価の中でも、ひとつ参考にすべき意見なのかとは思っている。

委員長

少し先になるが、そのときはあわせてどうぞよろしく願います。

教育長

それと、本来ならば、これまで教育委員会の当面の課題についてやっていただいた。その中のうち、ここの選ばれた事業というのは、(4)以外の3つについては、本来ならば教育委員会の課題に載せておくべきで、載っていなかったというのは私も反省しているが、いずれにしても、事務事業の見直しを区全体で行ったわけである。当然、私が前にもお話ししたが、まだ第2段がある。教育委員会は教育委員会で協議をする内容ではないかと思っているので、この事務事業の見直しの区全体の実施と、教育委員会の当面の課題の第2段で、同じようなテーマでやっていただくようになると思う。

本来は、そこもやって、例えば幼稚園教育をここでじっくりやって、事務事業の見直しの全体でこういう意見が出てきた。違う意見が出てきたら、それをどうするかというのは出たのだが、こちらがまだ整理していないうちに、何となくこちらのほうの方向が出てしまう。方向ではないが、考え方が、一定のこの事務事業の評価委員の人たちが出てしまうので、それとの整合性もあるのかなと。いずれにしても、ほかの4つの課題については、当面の課題の中で我々は持っていなければいけない。

委員長

確かに今、教育長がおっしゃったとおりだと思う。また当面の課題等で、もう少し深く議論していかなければならないことだと思う。

教育長

それからもう一点は、阿形課長が話したように、教育委員会は地教行法に基づく評価をしている。そこについても、本来ならばこういうものも載ってこなければいけない。それ以外についてはまた教育委員会の委員の皆さん方とご協議しながら、難しい内容についても評価をしていくということしていきたいと思っている。よろしく願います。

委員長

よいか。  
続いて、報告の2番について願います。

庶務課長

資料に基づき説明

新しい学校づくり担当課長

資料に基づき説明

施設給食課長

資料に基づき説明

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

それぞれ皆さんにご説明をいただいた。では、委員の皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

天沼委員

事業名(33)学校営繕事業の空調機賃借料、先ほどエアコンの話をご説明いただいたが、学校のエアコンとウォータークーラーの設置状況というのはどのようになっているのか。例えばエアコンが各教室、そしてまた体育館、あるいはもし武道場があるようであれば、そのようなところも含めてエアコンは設置されているのかどうかということ、ウォータークーラーは、例えば各階ごとに、あるいは1階、4階とかそんなふうになっているとか、その辺のところの状況を少し教えていただければと思う。

施設給食課長

まず、ウォータークーラーであるが、全部の学校についていることは間違いない。

教育長

各階ごとにある。2台のところもある。

委員長

ではその辺は、全校に設置されているということで、しかも、最低ワンフロアに1台はあるということでよかったと思う。

では、もう一つの答えをお願いします。

施設給食課長

空調機の設置状況であるが、基本的に平成20年度に普通教室に設置をした。それ以前については図書室とか音楽室、いわゆる閉鎖する環境の特別教室については空調機を設置していた。したがって、現在、ついていない部分というと、校舎で見ると、いわゆる図工室とか家庭科室とか、そういう部分についてはついていない。普通教室にはついている。あと体育施設についてであるが、体育館と武道場については、空調機について

はついていない。それらについては、冷やす容量と電気の使用料等を兼ねている課題があるということである。

天沼委員

わかった。

教育長

今のは、小学校PTA連合会、中学校PTA連合協議会からも、体育館にエアコンをつけてくれ、特別教室につけてほしいというのがあった。でも今練馬区では、耐震補強工事を平成23年度まで100%やらなければいけないので、しばらく待ってほしいということでお話をしているが、今度、議会の審議があるから、ここでもおそらく質問が出ようかと思う。

委員長

今年はこの異常な暑さなので。

教育長

体育館につけるとなると、小さいところでも室外機を結構つけなければいけない。騒音であるが、今の体育館は音で結構言われているので、そういうこともあるので。

委員長

室外機からの温度が、近くの道路とかがすごい熱になるだろうし、その辺も難しい。

天沼委員

熱中症がある。武道館などだと、すぐに救急車で運ばれるということがあるから。

教育長

それは注意してやっている。

委員長

ただ、普通教室に関しては、平成20年度の判断で、この夏のひどい状況を考えると、これで本当によかったと思っている。あと、ほかのことは今後ということで、まず、生命にかかわる一番の耐震のほうを100%目指しているというのが現状ということであった。

安藤委員

その話が出たのでついでに。空調の装置であるが、歳出の学校管理運営費に入っているのかなと思うが、今年すごく暑くてたくさんエアコンを使ったりとかしていると思う。また今、天沼委員からあったように、体育館のほうも学校によっては風の通りがすごく悪くて、エアコンまでとは言わなくても、大型扇風機等を取り入れてとか、レンタルで

とかリースでとか、そういう方法でも構わないので、入れていただきたいというのが、最近学校を見させていただいた中での感想である。もしできれば、来年のことになるかと思うが、少し予算をかけて極力事故のないようにお願いしたいと思う。

#### 施設給食課長

今現在で言うと、体育館のところで、学校が独自に大型扇風機を購入して対応してもらっているという状況である。あと個別に、冬の暖房については、学務課のほうで暖房器具を貸し出して対応している学校もあるということで、空調機にかわるものとして、具体的にいいものというのは今のところ見つかってはいないのであるが、引き続き検討させていただきたいと思う。

#### 委員長

そういう対応をさせていただいているということで安心した。

#### 天沼委員

事故もないということであるから、今の対応はちゃんとしているのだろうと思う。

#### 内藤委員

32番の区立学校適正配置推進事業の中の経費の執行状況の学校指定用品購入費というところで、先ほど校帽というお話があったが、校帽のほかにもどんなものがあるのか。

#### 新しい学校づくり担当課長

今回、学校指定用品ということで、新校4校によって若干違うのであるが、通学帽子、体育着のシャツ、あるいはパンツ、今の3点は4校共通である。それから、水泳帽子が3校、紅白帽子が1校。最初申し上げたのが4校ともということで、通学帽子と体育着のシャツとパンツは4校とも、それから水泳帽子については3校、1校が紅白帽子もということである。

#### 教育長

それぞれ希望をとってやった。新校ができるときの保護者の負担軽減ということで、区で用意しようということである。

#### 安藤委員

ちょっと気になった点で質問させていただきたいのは、予算と決算の金額が大きく異なるものについて、何か原因があったのかということで、説明をいただければと思う。

1つ目が、歳入の13、国庫支出金の8、教育費補助金の1、新学習指導要領教材整備費と理科教材費、それから、次のページの都支出金の中の学校設備費。逆にすごく多かったものとして、都委託金、教育費委託金の特別区事務処理特例費というものの特に大きく違ったので、できたら説明いただけたらと思う。

それからもう一つ、歳出の学校費であるが、小学校、中学校であるが、準職員人件費

と臨時職員経費の違いを教えてくださいという。

委員長

何点か出たが、よろしく願います。

学務課長

まず、2ページの歳入の部分について学務課からお答えしたいと思う。

13番、国庫支出金の中の2番、国庫補助金の中の1、新学習指導要領教材整備費であるが、こちらについては、中学校で武道が必修科になるということで、それに必要な剣道の防具とか、柔道のための畳等が、この補助金の対象になるということで予算計上したものである。しかし、詳細が国から示された時点で、これについては、武道場を新たに建てないと補助金の対象にならないということが判明して、結果としては、今回は区のほうでは、武道場の設置はしていない。防具や畳の購入ということで行ったので、結果として国庫補助金が入ってこなかったということである。いずれにしても、理科教材費等についても、そちらも新学習指導要領対応ということで、当初見込みで出したものと実際の整備にあたって差が発生したものである。

教育長

結果的には区費で負担をしたということである。

施設給食課長

学校施設整備費の収入率16.8%というところであるが、水飲み栓直結モデル事業ということで、東京都から公立小・中学校の水飲み栓直結等補助金が出るという事業。

教育長

水道水と学校の水道を直結するという、今までは貯水槽を経てからやった。

委員長

直結というのはよくPRされている。

教育長

普通の家みたいに、水道管から直接学校の蛇口に結びつける、そういう意味である。水道管直結事業である。

施設給食課長

当初5校を予定していた。実は、実際に決算で出てくるのが2校だけなのであるが、残りの3校については、工事の進捗状況と補助金の手続の申請から、いわゆる旧光一小、光四小、光六小なのであるが、適正配置の工事に伴って工事が補助金の申請までに間に合わないということで、平成21年度から平成22年度に変更した関係で収入率が大きく減ったというものである。

庶務課長

ご質問の都委託金の中の2の特別区事務処理特例費の予算額に比べて決算額が大きいということである。今、どの事務についてかということで調べているので、この委員会が終わるまでには、

実は都の委託金というのは、この特別区事務処理特例費というのは、東京都の事務を東京都の条例で各区市に委託をする事務がある。例えば私立学校などの手続等については、都知事の事務であるが、各区市のほうに委任をしている。そういう場合には、それにかかった経費は東京都から委託金という形で出すように、実はこういう項目があって、この特別区事務処理特例費というのはそういう意味で使われている科目である。どの中身かについては今調べているので、お時間いただきたいと思う。

それから、歳出のほうの5ページにある準職員人件費と臨時職員経費である。職員人件費については、通例我々と、特に小学校の場合においては、用務の方、あるいは調理の方、区の職員の職員人件費である。臨時職員経費については、職員が1年不足するわけではないが、一時的に手が足りないというときに、臨時職員という形でお願いをするケースがある。学校の事務の方、常勤職員は都費の職員であるが、それでは足りないということで、一部学校には臨時職員が入っている。そういう場合の臨時職員ということで、基本的には半年の雇用期間で雇って仕事をさせていただき、こういう方が臨時職員経費である。

準職員人件費についてはちょっと歴史があって、従来、臨時職員で雇用されていた方なのだが、本来であれば要期限で雇用期間が終わらなければいけなかったのだが、何らかの事情で継続的に10年、20年ということで雇用されてきている方が何人かいらっしゃる。ここではお一人であるが、そういう方の人件費ということで、これは実は同じ整理をするわけにいかないの、ここに準職員人件費という形で記載されているというものである。現在は実は雇用形態は、新たにそういうことをやっているわけではないが、一人の方を雇うと、30年、40年という定年まで期間があるので、そういう意味で過去の雇用期間がずっと継続されてしまっているという、そういうふうなとらえ方をされていただければと思う。主として事務の方がそういう形で雇用されてきた方がいらっしゃるということである。

教育長

23区で練馬区は一人残っている。その分である。過去には各自治体にあったが、全部整理をしたのだが、練馬区は整理し切れなかった。23区の中でこの方お一人だけである。

庶務課長

先ほどの歳入のほうの都委託金の特別区事務処理特例費ということで、額が予算額に対して決算額を少なくするという中身であるが、先ほどの事務処理の部分と、実は東京都の職員の方が病欠等で、だれかわりに雇わなければいけない。臨時職員等でその方をお願いをしなればいけないといったときに、原則的な東京都がそういう対応をする



というのが基本なのであるが、学校の先生等はそういう形になるが、一部、栄養士の方で区のほうでそれを代替えでやっているケースがある。その場合も、この特例費という形の中で処理をしているということで、病欠等でそういう方が多かったということの部分である。

学校の場合は、東京都の都費で雇われている先生の方、あるいは事務職の方、栄養士の方、それと区費で採用されている調理の方、用務の方、その辺は一緒になって学校運営を行っていて、その経費の分担が、原則は決まっているのであるが、場合によっては人の確保等で、区のほうでやっていただいたほうが効率的に見つかるか、確保できるといった場合に、このような形で都が本来対応すべき部分を区のほうで対応しているということから、経費が歳入として、都からそのほうに入ってくる、こういうふうなケースである。

#### 安藤委員

今のことに関してなのだが、そうすると、その前に臨時職員経費ということがあった。その分の歳入は個々になるというような、ざっくりとであるが、そういった歳入であるか。それとも、教員の方は入っていないということであるが、例えば臨時採用の教員の方とかそういう方は入っているのか。

#### 庶務課長

臨時職員という形、一部そういう形で財源という形で入っている。ただ、圧倒的に額とすれば区のほうで一般財源が多いが、一部そういう形になろうかと思っているので、基本的に教員の方は何もとらない。

#### 教育長

であるから、一般財源がつかないから、ここに載ってきているのは特別財源であるから、普通の我々の職員の人件費もここには載ってきていないから、今の説明の使用料とか何かには。

#### 天沼委員

内部資料別紙の6ページの事業実績で、校地買収事業があった。これは区画整理に伴ってというお話は早宮小学校にあったが、この買収した用途は今後何か定まっているのか。それと関連して、事業成果が、1で校舎建設費はあるが、2の校地買収事業についての事業成果というのはなくてもいいということなのだろうか。

#### 施設給食課長

1点目のこの使い道というか、早宮小学校については、学校のまさに南側だったので、学校の校庭を拡張するという形で、今、整理を行っているところである。大泉北中学校については、学校の東南の一角だけちょっと凹んでいるような形になっていて、その部分について土地を購入した。ここについては、同様に防球ネットをそこまで切り回しをして、学校の運動場を拡大するという形の活用を考えている。

事業成果になくてということであるが、学校の用地については、特に性格上、いついつまでにどれくらい取るという形のは計画として持っていない。したがって、特に事業成果ということではなくて、近隣で隣接している土地で学校に出ていって、土地の移動があるようなときについては、積極的に買いに行くというものである。したがって、事業成果にないということは、特段問題とはならないと考えている。

教育長

財政の仕組みについては、きょうは時間も限られているから、別途やりたいと思う。

それから、今の校地については、これは練馬区として、前から学校の隣接地については極力購入していくということである。であるから、ここを買ったから何に使うとかというのではなくて、将来建て替えとか何かをしたときに要るし、またそこが民間の住宅になると困るというような場合もあるので、まず、隣接地の売りに出たときに全部情報は上がってくる。そのときに、全くむだなところは買わないが、買ったらいいいいというときは買っている。そのときそのときで処理をしている。

委員長

それでは、時間も迫っているし、次の報告に移ってよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、報告の3番についてお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

23区の採択の一覧表であるが、何かご意見等はあるか。

教育長

同じような教科書で採択している。

委員長

大体こうやって一覧になってみると、妥当であると感じる。どうも大変にご苦労さまであった。

それでは、報告の4番、よろしくお願いします。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

何かご質問等あるか。

教育長

このインターナショナルスクールについては、新聞の報道にも出ているように、練馬区には既に南田中に1カ所ある。今度新たに、このアオバインターナショナルエデュケーションシステムズ、ここが光三小の跡施設を借りるということで、区のほうで決定をし、9月の末に地域の説明会が予定されると聞いている。

委員長

それでは、続いて、報告の5番にまいりたいと思う。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

何かご意見、ご質問はあるか。利用者にとっては大変便利になるということであった。では、続いて、報告の6番をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

よいか。

委員一同

よい。

教育長

補足すると、7月29日の美術館運営協議会というのがあるが、そこで美術館から、このようなことをやりたいということで報告をしている。

委員長

区立美術館の25周年ということである。館長も新しくなった。

教育長

新しい館長から、こういうものやりたいということである。予算も本年の補正予算に計上する予定である。

委員長

区民にとって良い美術館になっていければと思う。  
それでは、その他の報告はあるか。

教育指導課長

当区の中学校に勤務している講師の不祥事について、口頭でご報告する。

この講師は、都教委に非常勤の時間講師で、昨年度の3月に電車の駅のトイレ内で小学生にわいせつ行為を働いたということで、5月31日に逮捕された。なお、この小学生というのは区立の小学生ではない。3月以降警察が調査して、2カ月後の5月31日に加害者をこの講師と特定して逮捕したということである。この講師は、本区立中のほか、都内の中学校でも講師をしていたが、学校内ではそうしたことが疑われる行為は一切なかったということである。

なお、本件については、被害に遇った児童の保護者からの強い要望があつて、警察も一切情報を公表しないということで、私どもにもお話があつたので、これまで報告は控えさせていただいていた。ただ、ここ数カ月、都内の教職員が痴漢行為等によって逮捕されるケースが何件か続いたために、8月23日にある新聞が最近の事例として、本講師の件も含めて掲載したので、このたび報告をすることにした。結果的に報告が遅くなったことについて深くおわび申し上げる。

なお、この講師は、8月26日付けで都から免職されている。都の任用の時間講師は、基本的に授業の前に来て授業が終われば帰るといふ勤務形態であるために、管理職が指導するというのは正直難しい実態もある。しかしながら、正規の教員はもちろんであるが、子供の前に立つ以上、時間講師であっても、同様に責任と自覚が求められるわけであるので、校長には、講師にも目をかけて適宜指導するよう校長会で指導しているところである。教師にあるまじき行為はまことに遺憾であるが、こうした事故が今後起こらないように、繰り返し学校に指導してまいる。

報告は以上である。

委員長

どうかよろしく願います。  
そのほかはいかがか。

事務局

ない。

委員長

それでは、第17回教育委員会定例会を終了とする。